

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	九州財務局長	
【提出日】	2020年6月22日	
【会社名】	F I G株式会社	
【英訳名】	Future Innovation Group, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 雄司	
【本店の所在の場所】	大分県大分市東大道二丁目5番60号	
【電話番号】	(097)576-8730(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 岐部 和久	
【最寄りの連絡場所】	大分県大分市東大道二丁目5番60号	
【電話番号】	(097)576-8730(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 岐部 和久	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	112,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

- (注) 1. 2020年6月22日開催の取締役会決議によります。
2. 本届出書の対象とする募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、会社法第199条第1項に基づき、当社が保有する自己株式の処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘に該当します。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	400,000株	112,400,000	
一般募集			
計(総発行株式)	400,000株	112,400,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
281		100株	2020年7月8日		2020年7月8日

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 2020年6月22日開催の取締役会決議によります。
3. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるため、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で引受契約を締結し、払込期日までに、後記の払込取扱場所において、発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 申込期日に割当予定先との間で引受契約が締結されない場合、株式に係る割当を受ける権利は全て消滅します。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
F I G株式会社	大分県大分市東大道二丁目5番60号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大分銀行 ソーリン支店	大分県大分市東大道一丁目9番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
112,400,000	400,000	112,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本届出書作成費用等となっております。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額112,000,000円につきましては、株式会社プライムキャスト(以下、「プライムキャスト」といいます。)の完全子会社化に伴う株式取得代金の一部に充当する予定です。

株式会社プライムキャストの概要

名称	株式会社プライムキャスト		
所在地	東京都千代田区神田三崎町三丁目2番4号2階		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 青木義行		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流向けシステムの開発及びコンサルティング業務</li> <li>・バーチャルリアリティシステム関連ソリューションの開発</li> <li>・IoTデバイスの研究開発</li> <li>・2D、3D、動画デザインコンテンツ事業</li> </ul>		
資本金	3,000万円		
設立年月日	1998年11月9日		
大株主及び持株比率	青木義行 (200株 100%)		
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2017年8月期	2018年8月期	2019年8月期
純資産	100,245千円	114,259千円	133,028千円
総資産	121,888千円	149,016千円	157,014千円
1株当たり純資産	501,229円	571,296円	665,141円
売上高	198,966千円	238,763千円	227,708千円
営業利益	10,879千円	29,271千円	7,087千円
経常利益	17,201千円	36,089千円	26,857千円
当期純利益	11,728千円	26,013千円	18,768千円
1株当たり当期純利益	58,641円	130,068円	93,845円
1株当たり配当金	19,000円	60,000円	

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

氏名	青木 義行
住所	千葉県浦安市
職業の内容	会社経営者(株式会社プライムキャスト代表取締役社長)

##### (2) 提出会社と割当予定先の関係

資本関係	該当事項はありません。なお、青木義行氏が代表取締役を務めるプライムキャストは、2020年7月8日をもって当社の完全子会社となる予定です。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。なお、2020年6月22日付で、青木義行氏とプライムキャストの全株式を2020年7月8日に譲り受ける株式譲渡契約を締結いたします。

(注) 提出会社と割当予定先との間の関係は、2020年6月22日現在におけるものです。

##### (3) 割当予定先の選定理由

当社は、2020年6月22日開催の取締役会において、プライムキャストの全株式を取得し完全子会社化することを決議し、同社の代表取締役であり100%株主でもある青木義行氏との間で、2020年7月8日を実行日とする株式譲渡契約を締結いたしました。

プライムキャストを完全子会社化する目的は、物流・タクシー・バス事業者向けの音声・動態サービスやホテル事業者向けのマルチメディアシステムなどの月額サービス契約数が20万件を突破した当社グループの顧客基盤に対するコンテンツ開発の強化であり、国内のIT需要の高まりに対応する中で技術者を早期に確保するとともに、新たな顧客体験価値を創造し、顧客基盤とストック型ビジネスを拡大することにあります。

プライムキャストは、物流システムの受託開発を中心に、化学・医療・アミューズメント等の幅広い情報システムの設計開発から保守運用サービス、バーチャルリアリティシステムの開発やそれらに付随するコンテンツ設計を手掛けており、また、社内にデザインチームを有してUI(注1)・UX(注2)にこだわったアジャイルでの業務システム開発を強みとしております。

当社グループは情報通信事業をコア事業とし、IoT分野における既存事業の拡大と新規ビジネスへの挑戦をグループ成長戦略の柱として掲げておりますが、お客様の価値観は、「モノからコト」へ「所有から利用」へと変化しており、多様化するニーズにスピード感をもって対応することが経営上の課題であります。そのため、当社はIT人材を抱える事業者を自社グループに迎えるためにM&Aの検討を行っていたところ、2020年2月中旬にM&A仲介会社であるxxx株式会社(呼称：エイジィ)よりプライムキャストの株式譲渡の案件を紹介いただき、その後、社内検討やプライムキャスト経営陣との面談を重ねてまいりました。

プライムキャストは、「感動を与えるモノづくり」を原点として最新技術も積極的に取り込み、常に新たな企画に挑戦する新規性に富んだ企業風土を持っております。今後、5Gによる通信インフラの発展や各種IoTサービスの拡大が加速すると予想される中、プライムキャストを当社グループに迎え入れることにより、当社グループの顧客層である物流・タクシー・バス・ホテルの事業者に対して新たな顧客体験価値を創造するだけでなく、新たな事業領域へと展開を広げ、当社グループとプライムキャストの持続的成長につながると判断いたしました。

また、新たなIoTサービスには柔軟なプライシングが重要と考えていることから、月額定額サービスを中心としたストック型ビジネスの拡大につなげてまいります。

今後、プライムキャストは当社の完全子会社として営業を続けてまいります。同社経営陣については引き続き同社の経営に携わっていただきます。また、青木義行氏についてはプライムキャストの代表取締役を継続していただくことから、同社の親会社となる当社株式を保有することで、当社グループの将来に対しての方向性を共有するとともにグループ全体の発展に貢献していただくことを企図して、同氏に当社の自己株式を第三者割当により割り当てるものであります。これにより、当社とプライムキャストとの一体感が強くなり、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

(注1) : User Interfaceの略。コンピューターと使用者の間にあり、使用者の指示をコンピューターに伝えたり、コンピューターの出力結果を使用者に伝えるためのソフトウェア及びハードウェアの総称。

(注2) : User Experienceの略。製品、システム、サービスなどから使用者が得る体験及びその印象。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式400,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である青木義行氏が、第三者割当により取得した当社株式について、取得後中長期的に継続して保有する意向であるという事を口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先払込期日(2020年7月8日)から2年以内に本第三者割当により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である青木義行氏と、同氏が代表取締役を務めるプライムキャストの全株式の当社への譲渡について株式譲渡契約を締結します。また、株式譲渡により当社から受領する資金の一部を本第三者割当の払込金額に充当する旨の株式引受契約を締結いたします。両契約とも、2020年7月8日を実行日としており、これにより、同氏の払込に要する財産は確保される予定です。

(7) 割当予定先の実態

当社は割当予定先である青木義行氏より、反社会的勢力と一切関係がないことについての口頭説明を得るとともに、第三者機関である株式会社ピ・アイ・オに依頼し、官報情報の確認、新聞記事の検索、裁判記事の閲覧、インターネット検索により、割当予定先が反社会的勢力とは関係が無いことを確認しております。また、当社はその旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性

払込金額につきましては、割当予定先との協議の結果、本自己株式処分に関する取締役会決議がなされた日の前営業日である2020年6月19日以前1ヶ月間の株式会社東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の平均値である281円といたしました。

直前1ヶ月間の株式の終値の平均値を採用したのは、取引日により上下するという株価の性質など踏まえ、特定の一時点を基準とするより一定期間の平均株価を採用する方が算定根拠として客観性が高い一方、直前3ヶ月間や6ヶ月間の終値の平均値を採用するよりも直近の株価傾向に即した金額になると判断したためであります。

なお、前営業日の終値、直前3ヶ月間の終値の平均値、直前6ヶ月間の終値の平均値を採用した場合の金額はそれぞれ287円、255円、265円であり、本処分価額は前営業日の終値、直前3ヶ月間の終値の平均値、直前6ヶ月間の終値の平均値に対してそれぞれ2.14%のディスカウント、10.20%のプレミアム、6.04%のプレミアムといずれもディスカウント率が10%以下であるため、妥当な処分価額であると判断しております。また当該金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

当社監査等委員4名全員(うち社外監査等委員3名)からも、本自己株式処分に係る当該金額は、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本自己株式処分に係る株式数400,000株(議決権数4,000個)の当社発行済株式総数31,084,515株に占める割合は1.29%(小数点以下第3位を四捨五入)(2019年12月31日現在の総議決権数287,160個の1.39%(小数点以下第3位を四捨五入))であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場に与える影響は軽微であると考えております。また、当社といたしましては、本自己株式処分がプライムキャストの株式取得(完全子会社化)による当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたします。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
村井 雄司	大分県大分市	4,244	14.78	4,244	14.58
イノベーション株式会社	大分県大分市大字羽屋1番地の 4-911	3,400	11.84	3,400	11.68
モバイルクリエイイト株式 会社	大分県大分市東大道2丁目5番 60号	2,317	0.00	1,917	0.00
F I G従業員持株会	大分県大分市東大道2丁目5番 60号	1,205	4.20	1,205	4.14
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	625	2.18	625	2.15
株式会社大分銀行	大分県大分市府内町3丁目4番 1号	600	2.09	600	2.06
フューチャー株式会社	大分県大分市大字羽屋1番地の 4-911	600	2.09	600	2.06
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11 号	414	1.44	414	1.42
株式会社インターネット イニシアティブ	東京都千代田区富士見2丁目10 番2号	400	1.39	400	1.37
第一交通産業株式会社	福岡県北九州市小倉北区馬借2 丁目6番8号	400	1.39	400	1.37
青木 義行	千葉県浦安市			400	1.37
計		14,207	41.40	14,207	42.21

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2019年12月31日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入して算出しております。

3. モバイルクリエイイト株式会社(2019年12月31日現在当社が100%株式を所有)が所有している上記株式については、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権の行使が制限されております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 重要な影響を及ぼす事象

該当事項はありません。

### 2. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第2期)、四半期報告書(第3期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本届出書提出日(2020年6月22日)までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本届出書提出日(2020年6月22日)現在においても変更の必要はなく、また、追加すべき事項もないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大については、今後の経過によっては、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日(2020年3月30日)以降、本届出書提出日(2020年6月22日)までの間に、以下の臨時報告書を提出しております。

(2020年3月30日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2020年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額155,419,500円

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、村井雄司、佐藤一彦、岐部和久、阿知波孝典を選任する。

###### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、山口登、山田耕司、原口祥彦、渡邊定義を選任する。

###### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬としての株式報酬型ストック・オプションの行使条件改定の件

委任型の執行役員制度を導入することに伴い、今後取締役に付与する新株予約権及び既に取締役が保有している新株予約権の行使の条件を変更する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	192,007	1,074	0	(注)1	可決 99.32
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
村井 雄司	191,515	1,571	0	(注)2	可決 99.07
佐藤 一彦	191,376	1,710	0		可決 99.00
岐部 和久	191,555	1,531	0		可決 99.09
阿知波 孝典	191,144	1,942	0		可決 98.88
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
山口 登	191,526	1,555	0	(注)2	可決 99.08
山田 耕司	191,448	1,633	0		可決 99.03
原口 祥彦	186,667	6,414	0		可決 96.56
渡邊 定義	191,389	1,692	0		可決 99.00
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬としての株式報酬型 ストック・オプションの行使条件改定の件	190,420	2,661	0	(注)1	可決 98.50

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## (2020年3月31日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2020年3月31日開催の当社取締役会において、当社連結子会社であるモバイルクリエイティブ株式会社(インドにおいてテレマティクス事業を行うInfoTrack Telematics Pte. Ltd(本社：シンガポール、以下「InfoTrack社」という。))の株式を取得し、InfoTrack社を子会社とすることを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	InfoTrack Telematics Pte. Ltd
住所	600 North Bridge Road,05-01,Parkview Square,Singapore
代表者の氏名	C.K. Ramakantha
資本金の額	2,945,997米ドル
事業の内容	運輸・物流業における位置情報サービスの提供

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	160,000個(うち間接所有分 160,000個)	14.09%(うち間接所有分14.09%)
異動後	1,660,689個(うち間接所有分1,660,689個)	67.91%(うち間接所有分67.91%)

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は2020年3月31日付でInfoTrack社を子会社とすることを決定し、同社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 2020年3月31日

## 4 . 自己株式の取得状況等

第2期有価証券報告書の提出日(2020年3月30日)以降、本届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

### 1 取得状況

#### (1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

#### (2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はありません。

### 2 処理状況

該当事項はありません。

### 3 保有状況(本書提出日現在)

発行済株式総数 : 31,084,515株

保有自己株式数 : 400,643株

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第2期	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月30日 九州財務局長に提出
四半期報告書	第3期第1四半期	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	2020年5月22日 九州財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを『開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について』(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

F I G株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野澤 啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮寄 健

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているF I G株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、F I G株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、F I G株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

F I G株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮寄 健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているF I G株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、F I G株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月21日

F I G株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているFIG株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、FIG株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。